

山口県報

令和2年
11月19日
(木曜日)

目次

○規則

山口県漁業調整規則（水産振興課）

山口県漁業調整規則をここに公布する。

令和二年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十六号

山口県漁業調整規則

目次

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）の全部を改正する。

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 漁業の許可（第四条―第三十一条）

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条―第四十九条）

第四章 漁業の取締り（第五十条―第五十三条）

第五章 雑則（第五十四条―第五十八条）

第六章 罰則（第五十九条―第六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、「水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令」と相まって、山口県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第二章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第七号、第九号、第十四号及び第十七号から第十九号までに掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 もじゃこ漁業（海面においてももじゃこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。））

二 うなぎ稚魚漁業（うなぎの稚魚（全長二十センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業）

三 小型まき網漁業（海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第一号に掲げる漁業を除く。））

四 機船船びき網漁業（海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げる漁業を除く。））（瀬戸内海においては、総トン数五トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）

五 ごち網漁業（海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業）

六 刺し網漁業（海面において刺し網により行う漁業（次号及び第八号に掲げる漁業を除く。））

七 建網漁業（海面において建網により行う漁業）

八 げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

九 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業

十 すくい網漁業 海面においてすくい網によりいわし、ひら又はいかなごをとることを目的とする漁業

十一 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業

十二 はえ縄漁業 瀬戸内海において動力漁船を使用してはえ縄によりたい、はも、ふぐ又はあなごをとることを目的とする漁業

十三 しいら漬け漁業 海面においてしいら漬けにより行う漁業(中型まき網漁業を除く。)

十四 たこつば漁業 瀬戸内海においてたこつばにより行う漁業

十五 まき餌釣り漁業 瀬戸内海において動力漁船を使用してまき餌釣りによりたい、すずき又はやずをとることを目的とする漁業

十六 小型いか釣り漁業 瀬戸内海以外の海域において、いかの釣り上げ及び取り外しを繰り返して自動的に行う設備を有する総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業

十七 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

十八 かが漁業 海面において動力漁船(日本海においてずわいがにとることを目的とするもの)にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船)を使用してかがにより行う漁業(次号に掲げる漁業を除く。)

十九 いか巣網漁業 海面においていか巣網により行う漁業

2 前項の許可(以下この章(第十六条を除く。))において単に「許可」という。)

は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号、第三号から第十六号まで、第十八号若しくは第十九号に掲げる漁業(同項第九号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、動力漁船を使用するものに限る。)にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業(同項第九号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、動力漁船を使用するものを除く。)にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ

業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号、第三号から第十六号まで、第十八号若しくは第十九号に掲げる漁業(同項第九号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、動力漁船を使用するものに限る。)にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業(同項第九号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、動力漁船を使用するものを除く。)にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 知事許可漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をしようかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)
第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
(新規の許可又は起業の認可)

第十一条 知事は、許可(第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格
2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしない。

なければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができるときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が死亡し、解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
(公示における留意事項)

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めなければならないものとする。

(許可等の条件)
第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成五年法

律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによること が適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第三号から第十九号までに掲げる漁業 五年

二 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をすることがどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、当該許可を受けた者は、当該知事許可漁業を廃止した日から二月以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第九十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第二百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第二百一十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第二百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、法第二十六条第一項又は法第三十条第一項の規定により知事に報告した事項については、この限りでない。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第三号から第十九号までに掲げる漁業 漁業時期の各月の翌月の十日

二 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる漁業 漁業時期の末日から三十日以内

一 許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)

二 許可番号

三 報告の対象となる期間

四 漁獲量その他の漁業生産の実績

五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十二条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証(以下この章において単に「許可証」という。)を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の職務を行う者又は操

業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が当該許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装が終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により許可を変更したとき。

五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人、破産管財人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記第一号様式による許可番号を表示しなければならない。当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

一 沖縄式追込網(瀬戸内海においてするものを除く。)

二 こぎ刺し網

三 空釣りこぎ(文鎮こぎ及びかけ縄こぎを含む。)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

一 やな

二 建網

三 刺し網

四 建干網

五 四手網

六 ふくろ網

- 七 あゆ瀬張網
- 八 石かま漁法（石倉漁法を含む。）
- 九 う飼漁法
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
 - 二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - 三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 採捕の種類
 - 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - 四 漁具の数及び規模
 - 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 七 その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
 - 一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合
 - 二 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間より短い期間を定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該採捕の許可に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該採捕の許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者が当該採捕の許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間当該採捕の許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示又は同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - 一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - 四 採捕の許可の有効期間
 - 五 条件
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
 - 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が当該許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
 - 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
 - 13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三条、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条（第二号及び第三号に係る部分を除く。）並びに第三十条の規定は、採捕の許可について準用する。（保護水面における採捕の制限）
 - 第三十四条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面をいう。）の区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。
- | 保 護 水 面 の 区 域 | 水 産 動 植 物 |
|---|-----------|
| 一 次のアの点とイの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（次のウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。）
ア 熊毛郡上関町大字八高字笠石九五一番地の一に設置した標柱の位置（北緯三三度四三分四二秒東経一二二度八分七秒） | 七 |

<p>イ 熊毛郡上関町大字八島津尾一七番地の三に設置した標柱の位置(北緯三三度四分六秒東経一三二度八分四五秒)</p> <p>ウ 熊毛郡上関町大字八島八島漁港A1防波堤南東角(北緯三三度四分四七秒東経一三二度八分三秒)</p> <p>エ 熊毛郡上関町大字八島八島漁港D防波堤中央部突端(北緯三三度四分四六秒東経一三二度八分三秒)</p>	<p>たこ及びさざえ以外の水産動植物</p>
<p>二 次のアからエまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 山口市秋穂東字竹嶋七六九番地の東端に設置した標柱の位置</p> <p>イ アの点から三百三十三度七百五十メートルの点</p> <p>ウ エの点から三百一度七百七十九メートルの点</p> <p>エ 山口市秋穂東字竹嶋七六九番地の北西端に設置した標柱の位置</p>	<p>たこ、あわび、さざえ、うに、なまこ及びひじき以外の水産動植物</p>
<p>三 次のアからエまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 岩国市柱島字小柱島西七六〇番地の西角に設置した標柱の位置</p> <p>イ 岩国市柱島字蔵根六七一番地の北角に設置した標柱の位置(以下この号において「A点」という。)とアの点を結んだ線上A点から百メートルの点</p> <p>ウ 岩国市柱島松田港沖防波堤中央突端に設置した標柱の位置(以下この号において「B点」という。)とエの点を結んだ線上B点から百メートルの点</p> <p>エ 岩国市柱島字小柱島東七六三番地の東角に設置した標柱の位置</p>	<p>わかめ養殖業に係るわかめ及びあおさ以外の水産動植物</p>
<p>四 次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 下関市豊北町大字阿川字硯磯七五番地の一に設置した標柱の位置</p> <p>イ 下関市豊北町大字阿川字日和山一一五四番地の一に設置した標柱の位置</p> <p>ウ 下関市豊北町大字阿川字河原山六九番地の一に設置した標柱の位置</p> <p>エ 下関市豊北町大字阿川字塩浜三三七番地の一に設置した標柱の位置</p>	<p>あわび及びさざえ</p>
<p>五 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次結んだ線によって囲まれた海域</p>	

<p>ア 下関市豊浦町大字川棚字厚島二四四番地の一に設置した標柱の位置(以下この号において「A点」という。)から八十五度五十分メートルの点</p> <p>イ A点から百九十三度三十分三百八十五メートルの点</p> <p>ウ A点から百六十二度七百九十メートルの点</p> <p>エ A点から百二十四度三十分四百八十メートルの点</p>	<p>あわび、さざえ、うに及びなまこ以外の水産動植物</p>
<p>六 次のアからエまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 阿武郡阿武町大字惣郷字平田第五番地の四地先に設置した標柱の位置</p> <p>イ アの点から三百五十五度三百メートルの点</p> <p>ウ エの点から三百三十三度三百五十五メートルの点</p> <p>エ 阿武郡阿武町大字宇田字蟹ヶ尻第二一五三番地の二地先に設置した標柱の位置</p>	<p>あわび及びさざえ</p>

(禁止期間)

第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
てんぐさ	八月一日から十月三十一日まで
なまこ	四月一日から十月三十一日まで
べにずわいがに	七月一日から八月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる漁業の許可に基づいて採捕する場合は海面において第一種共同漁業若

しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大	き	さ
あさり	殻長二センチメートル以下		
さざえ	殻蓋径二センチメートル以下		
たいらぎ	殻長二十センチメートル以下		
はまぐり	殻長三センチメートル以下		
みるくい	殻長八センチメートル以下		
ばふんうに	殻径二・五センチメートル以下		
がざみ	甲幅十三センチメートル以下		
うなぎ	全長二十センチメートル以下		
ぶり	全長十五センチメートル以下		
こい	全長二十センチメートル以下		

- 2 何人も、内水面において、さけ又はます類（にじますを除く。）の産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（漁法の禁止）
第三十七条 何人も、海面において、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。
一 水中に電流を通じてする漁法
二 油漬け餌その他の油性物を利用した餌又はその擬餌を使用する釣り漁法（瀬戸内海においてするものに限る。）
2 何人も、内水面において、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
 - 二 う縄（一名かつら縄を含む。）を使用する漁法
 - 三 水視眼鏡を使用する漁法
 - 四 水中鉄砲を使用する漁法
（禁止区域等）
- 第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表の下欄に掲げる区域において、水産動物を採捕してはならない。

河川の名称	禁止区域
阿武川	山口市阿東篠目夫婦岩と対岸を結んだ線から上流四百メートルまで 山口市阿東生雲中生雲川口左岸角と対岸を結んだ線から下流萩市川上字道立山一三九一九番二九地先に設置した標柱と対岸を結んだ線まで 萩市大字明木川中所頭首工上流端から上流二百メートルまで

- 第三十九条 何人も、第一号に掲げる点と第二号に掲げる点とを結んだ線、第三号から第五号までに掲げる点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口県海域において、建網漁業を操業してはならない。
- 一 下関市唐戸町亀山神社鳥居
 - 二 福岡県北九州市門司区門司港湾合同庁舎北西角
 - 三 下関市長府宮崎町串崎東端
 - 四 下関市満珠島南端
 - 五 福岡県北九州市門司区部埼灯台
- 第四十条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一 あわび（殻長十センチメートル以下のものに限る。）	一月一日から十二月三十一日まで	海面
二 あわび（殻長十センチメートルを超えるものに限る。）	十一月一日から十二月二十日まで	海面

<p>三 くるまえび (全長十センチ メートル以下の ものに限る。)</p>	<p>海面</p>	<p>十一月一日か 十二月三日 まで</p>
<p>四 くるまえび (全長十センチ メートルを超え るものに限 る。)</p>	<p>山口湾 区域</p> <p>次のアからキまでの点を順次結んだ線、クの点とケの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>ア 宇部市大字東岐波丸尾崎東端 イ 宇部市大字東岐波月崎東南端 ウ 山口市一ツ石頂点 エ 山口市秋穂二島字幸崎幸崎干拓地西北角 オ 山口市秋穂二島字幸崎幸崎干拓地西南角 カ 山口市樽瀬頂点(北緯三四度五〇秒東経一三一度二四分) キ 山口市秋穂二島柴崎西端 ク 山口市江崎浦辺本浴浦辺護岸東南角(北緯三四度三分三〇秒東経一三一度二三分四七秒) ケ 山口市名田島字榎野上新開作西南端(北緯三四度三分三二秒東経一三一度二四分二秒)</p>	<p>十一月一日か 十二月三日 まで</p>
<p>秋穂湾 区域</p>	<p>次のアからオまでの点を順次結んだ線、カの点とキの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>ア 山口市秋穂港花香東防波堤中央部突端 イ 山口市秋穂漁港A防波堤中央部突端</p>	<p>九月二十日 から十月三日 まで</p>
<p>ウ 山口市秋穂港千年護岸東角 エ 山口市秋穂港千年護岸南角 オ 山口市秋穂二島榎木北ビラに設置した標柱 カ 山口市秋穂二島榎木南ビラに設置した標柱 キ 山口市秋穂二島美濃ヶ浜南端に設置した標柱</p>	<p>海面</p>	<p>十一月一日 から翌年の 五月十九日 まで</p>
<p>小瀬川 錦川 島田川 佐波川 榎野川 厚東川</p> <p>岩国市両国橋上流端の上流八十二メートルから下流同市小瀬と玖珂郡和木町との境界線まで 岩国市錦帯橋下流端から下流二百メートルまで 岩国市愛宕橋下流端から下流同市今津川大正橋上流端まで及び同市門前川牛野谷床止工下流端から下流二百メートルまで 光市大字立野東荷川口右岸角と対岸を結んだ線から下流同市木ノ下橋上流端まで 防府市佐野堰下流端から下流同市佐波川大橋上流端まで</p>	<p>内水面</p>	<p>一月一日か 五月十九日 日まで</p>
<p>厚狭川 木屋川 栗野川 深川川</p> <p>山陽小野田市大字厚狭石束川口右岸角と対岸を結んだ線から下流同市厚狭新橋上流端まで 下関市大字吉田大橋下流端から下流五百メートルまで 下関市豊北町大字栗野小迫貝詰頭首工下流端から下流同大字大久保橋上流端まで 長門市西日本旅客鉄道株式会社山陰本線鉄橋下流端から河口まで</p>	<p>七 あゆ</p>	<p>九月二十日 から十月三日 まで</p>

漁業の種類	火船の数の範囲									
<p>2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項(同項の表第一号から第三号まで及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項(同項の表第四号及び第七号に係る部分を除く。)の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。</p> <p>(漁具の積載禁止)</p> <p>第四十一条 何人も、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって、動力漁船に滑走装置を備えた桁又は網口開口板を積み込んではいならない。</p> <p>(火船の数の制限)</p> <p>第四十二条 瀬戸内海以外の海域においては、次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄に掲げる隻数の範囲内でない限りならない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="735 181 911 367"> <p>八さけ</p> </td> <td data-bbox="735 367 911 495"> <p>一月一日から十二月三十一日まで</p> </td> <td data-bbox="735 495 911 1115"> <p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 181 1043 367"> <p>九ます類(全長十五センチメートル以下のものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="911 367 1043 495"> <p>一月一日から十二月三十一日まで</p> </td> <td data-bbox="911 495 1043 1115"> <p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 181 1150 367"> <p>十ます類(にじますを除く。)(全長十五センチメートルを超えるものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="1043 367 1150 495"> <p>九月一日から翌年二月末日まで</p> </td> <td data-bbox="1043 495 1150 1115"> <p>内水面</p> <p>三隅川 長門市小波橋下流端から下流四百メートルまで 阿武川 萩市中津江橋下流端から下流五百メートルまで 大井川 萩市大井字樋ノ本一・二・六・八番一地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線から下流同市大井字林光免一・四・五・八番地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線まで 田万川 萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p> </td> </tr> </table>	<p>八さけ</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>	<p>九ます類(全長十五センチメートル以下のものに限る。)</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>	<p>十ます類(にじますを除く。)(全長十五センチメートルを超えるものに限る。)</p>	<p>九月一日から翌年二月末日まで</p>	<p>内水面</p> <p>三隅川 長門市小波橋下流端から下流四百メートルまで 阿武川 萩市中津江橋下流端から下流五百メートルまで 大井川 萩市大井字樋ノ本一・二・六・八番一地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線から下流同市大井字林光免一・四・五・八番地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線まで 田万川 萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>
<p>八さけ</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>								
<p>九ます類(全長十五センチメートル以下のものに限る。)</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>内水面</p> <p>萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>								
<p>十ます類(にじますを除く。)(全長十五センチメートルを超えるものに限る。)</p>	<p>九月一日から翌年二月末日まで</p>	<p>内水面</p> <p>三隅川 長門市小波橋下流端から下流四百メートルまで 阿武川 萩市中津江橋下流端から下流五百メートルまで 大井川 萩市大井字樋ノ本一・二・六・八番一地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線から下流同市大井字林光免一・四・五・八番地先の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線まで 田万川 萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで</p>								

<p>中型まき網漁業</p>	<p>三隻以下</p>
<p>小型まき網漁業</p>	<p>五隻以下</p>
<p>その他の漁業</p>	<p>一隻以下</p>

(漁船の馬力数の制限)

第四十三条 浮こぎ網漁業(瀬戸内海においてするものに限る。)には、馬力数が四十キロワットを超える漁船を使用してはならない。

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第四十四条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 さお釣り及び手釣り
- 二 たも網及びさで網
- 三 投網(船舶を使用しないものに限る。)
- 四 やす及びは具
- 五 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- 四 (有害物の遺棄漏せつの禁止)

第四十五条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対し、除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十六条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

二 目的

三 漁業権の免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れき等の採取許可)

第四十七条 内水面のうち漁業権の存する漁場内、第三十八条の表の下欄に掲げる区域内又は第四十条第一項の表第七号の下欄に掲げる区域内において砂れき、土又は岩石(以下「砂れき等」という。)を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 目的

三 漁業権の免許番号又は禁止区域

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 前項の場合において、第一項の許可を受けようとする者は、漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず、同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えない場合は、その事情を記載した書面をもって同意書に代えることができる。

4 前項の場合において、第一項の許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可申請者及び当該漁業権者から事情を聴取の上、必要があると認める場合は、協議を命ずることができる。

(試験研究等の適用除外)

第四十八条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)

又は藻場若しくは貝類の生育環境の保全に有害な水産動植物の駆除(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が第三項の許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三

項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

(移植の制限)

第四十九条 何人も、次に掲げる水産動物(卵を含む。)を移植してはならない。ただし、移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 オオクチバス属の魚(オオクチバス、コクチバス及びこれらの亜種を除く。)

二 タイワンドジョウ、カムルチーその他のタイワンドジョウ属の魚

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 移植の目的

三 移植しようとする水産動物の名称及び数量

四 移植しようとする水産動物の購入先及び産地

五 移植しようとする区域

六 移植の期間

七 移植に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、前項の申請書のほか、第一項の許可をしようとするかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る移植が水産資源の保護培養上支障があると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 移植する水産動物の名称

三 移植する水産動物の数量

四 移植する区域

五 移植の期間

六 移植に従事する者の氏名及び住所

七 条件

6 知事は、水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。

7 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第五項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第五十条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十一条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第五十二条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
 三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第五十三条 漁業監督吏員は、法第二十八條第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二十八條第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記第二号様式による信号旗しを掲げること。
 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりしる信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をい
 い、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十四条 法第二十二條の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく、その命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第五十五条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十六条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さの設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(刺し網漁業の漁具の標識)

第五十七条 刺し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、網の両端に水面上一・

五メートル以上の高さのボンデンを付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項のボンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第五十八条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

第六章 罰則

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第四十條第一項（同項の表第八号に係る部分を除く。）若しくは第三項、第四十一條から第四十三條まで、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項又は第四十九條第一項の規定に違反した者

二 第三十三條第十三項において準用する第十三條第一項若しくは第二項、第四十六條第三項又は第四十九條第六項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三條第一項（第三十三條第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三條第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十五條第二項又は第五十條第一項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十條 第二十五條第一項（第四十八條第八項において準用する場合を含む。）、第三十一條、第三十三條第十項又は第四十四條第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九條第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 第十七條第二項、第十九條第二項若しくは第二十五條第三項（第四十八條第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六條から第二十八條まで、第

三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十三条第十二項の規定又は第四十八条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(山口県内水面漁業調整規則の廃止)

2 山口県内水面漁業調整規則（昭和四十年山口県規則第七十一号）は、廃止する。

(経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の法第五十七條第一項の許可（小型機船底びき網漁業に係るものに限る。）を受けたものとみなされる者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、この規則による改正前の山口県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第四十条の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第八条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の法第五十七條第一項の許可（中型まき網漁業並びに改正後の山口県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項第三号、第九号及び第十号に掲げる漁業に係るものに限る。）を受けたものとみなされる者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第四十七條の規定（一 隻当たり及び一統当たりの火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第二十九条の規定により改正後の規則第三十三條第一項の規定によつてしたものとみなされる附則第二項の規定による廃止前の山口県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第六條の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第十三條の規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第二十九条の規定により改正後の規則第四十八條第一項の規定によつてしたものとみなされる旧海面規則第五十條第一項又は旧内水面規則第三十一條第一項の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第五十條第六項又は旧内水面規則第三十一條第六項の規定は、なおその効力を有する。

7 改正法附則第二十九条の規定により改正後の規則第四十九條第一項の規定によつてしたものとみなされる旧内水面規則第二十九條の二第一項の規定によつてした許可に

つては、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第二十九条の二第八項の規定は、なおその効力を有する。

8 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

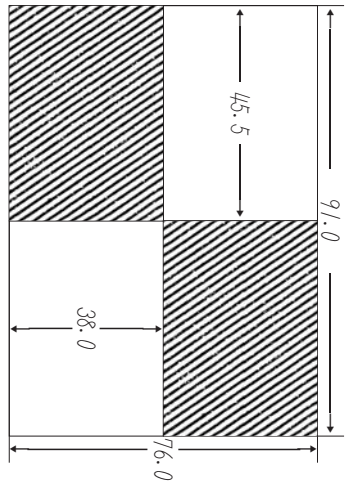
別記

第1号様式（第31条関係）

漁業	業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業		ヤフ打123
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料びき網漁業		ヤフ自123
小型機船底びき網漁業のうち手網第二種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）		ヤフ手123
上記以外の小型機船底びき網漁業		ヤフ123
中型まき網漁業		ヤフまき123

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、大きさは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

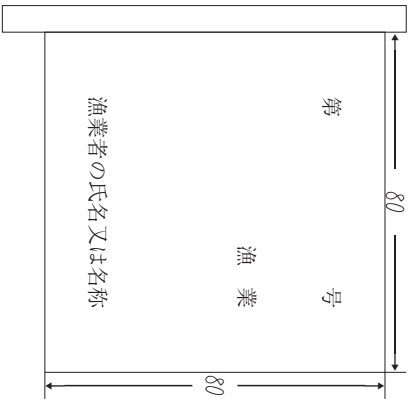
第 2 号様式 (第 53 条関係)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

第 3 号様式 (第 56 条関係)



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。